

令和元年度 運輸安全マネジメントの取り組み

1. 運輸の安全に関する基本的な理念

われわれの使命は、人命輸送という重責を担っており、その「輸送の安全の確保」が何よりも最優先する。そのことが、企業存立の根幹であるということを、全社員は深く理解し認識することにある。また、公共交通事業者の社会的使命である「輸送の安全の確保」は、関係法令・規則等の遵守徹底を図ることであり、その構築が、安全・安心な社会の繁栄のための貢献につながるものと確信する。

2. 輸送の安全に関する方針

- (1) 安全はすべてに優先する。
- (2) 安全確保のため法令・規則を遵守する。
- (3) 安全確保は安全・安心な社会の繁栄に貢献する。
- (4) 輸送の安全の確保に関する、計画の策定・実行・チェック・改善（Plan Do Check Act）のP・D・C・Aサイクルを実行し絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3. 輸送安全目標

- (1) 自責重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）・・・0件
- (2) 自責その他事故・・・前年比15%削減・・・27件
- (3) 苦情クレーム・・・前年比15%削減・・・11件

4. 輸送の安全の確保と快適な輸送サービスの提供に関する計画

- (1) 事故防止への取組計画
 - ① 事故対策委員会の設置
 - ② ヒヤリハットの活用
 - ③ 運行管理の徹底
(アルコールチェッカーの活用・点呼の励行・運行前点検の徹底)
 - ④ 健康管理対策
年2回の健康診断の実施と追跡調査指導
SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策の実施（検査・指導）
メンタルヘルス対策
 - ⑤ 運転適性検査の活用
 - ⑥ 貸切車についてデジタルタコグラフによる運行チェック
 - ⑦ 運転士教育の実施と指導
 - ⑧ 運行管理・運輸安全マネジメントの資格取得の推進
- (2) 交通安全への取組計画
「全国交通安全運動」「交通事故防止運動」「模範運転推進運動」「年末年始の輸送に関する安全総点検」等の運動を通じ、公共交通機関としての地域交通安全のリーダーとしての役割の一端を担う。
- (3) 接遇とサービスの向上をめざし快適な輸送を実現するよう努力する。
「真心を込めて接します」をモットーに輸送の安全の確保を図るとともにサービスの向上を目指す。
ヒューマンエラー・車両故障等による運行不適合をなくし輸送環境の快適性を確保し安全安心な輸送を心がける。
- (4) 事故災害等に関する連絡体制
重大事故発生時の報告等は連絡網を確立し速やかに対応する。

5. 安全統括管理者

塩入 誠司（社内役職 常務取締役）

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。内部監査において発見された指摘事項については、継続的改善を図ります。

以上